（特定第一種廃棄物埋設施設）

第十四条　［略］

（設計及び工事の方法の認可の申請）

第十五条　法第五十一条の七第一項の規定により、特定第一種廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法（第二十五条に規定する特定第一種廃棄物埋設施設であって溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　［略］

二　特定第一種廃棄物埋設施設を設置する事業所（特定第一種廃棄物埋設施設の変更の場合にあっては、当該変更に係る事業所）の名称及び所在地

三　次の区分による特定第一種廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法（特定第一種廃棄物埋設施設の変更の場合にあっては、当該変更に係るものに限る。）

［イ～ホ　略］

四　［略］

五　特定第一種廃棄物埋設施設の変更の場合にあっては、変更の理由

［2～4　略］

（変更の認可の申請）

第十六条　法第五十一条の七第二項の規定により、認可を受けた特定第一種廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

［一・二　略］

三　変更に係る前条第一項第三号に掲げる区分による特定第一種廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法

［四・五　略］

［2・3　略］

（設計及び工事の方法に係る軽微な変更）

第十七条　法第五十一条の七第二項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、設備又は機器の配置の変更であって、同条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他第一種廃棄物埋設施設の保全上支障のない変更とする。

（使用前検査の申請）

第十八条　法第五十一条の八第一項の検査（特定第一種廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　［略］

二　特定第一種廃棄物埋設施設を設置する事業所（特定第一種廃棄物埋設施設の変更の場合にあっては、当該変更に係る事業所）の名称及び所在地

［三・四　略］

五　申請に係る特定第一種廃棄物埋設施設の使用の開始の予定時期

［2・3　略］

（特定廃棄物埋設施設）

第十四条　［同上］

（設計及び工事の方法の認可の申請）

第十五条　法第五十一条の七第一項の規定により、特定廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法（第二十五条に規定する特定廃棄物埋設施設であって溶接をするものに関する溶接の方法を除く。以下この条及び次条において同じ。）について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　［同上］

二　特定廃棄物埋設施設を設置する事業所（特定廃棄物埋設施設の変更の場合にあっては、当該変更に係る事業所）の名称及び所在地

三　次の区分による特定廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法（特定廃棄物埋設施設の変更の場合にあっては、当該変更に係るものに限る。）

［イ～ホ　同上］

四　［同上］

五　特定廃棄物埋設施設の変更の場合にあっては、変更の理由

［2～4　同上］

（変更の認可の申請）

第十六条　法第五十一条の七第二項の規定により、認可を受けた特定廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法について変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　変更に係る前条第一項第三号に掲げる区分による特定廃棄物埋設施設に関する設計及び工事の方法

［四・五　同上］

［2・3　同上］

（設計及び工事の方法に係る軽微な変更）

第十七条　法第五十一条の七第二項ただし書に規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。）は、設備又は機器の配置の変更であって、同条第一項の認可又は同条第二項の変更の認可に係る申請書に記載された放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の値を大きくしないものその他廃棄物埋設施設の保全上支障のない変更とする。

（使用前検査の申請）

第十八条　法第五十一条の八第一項の検査（特定廃棄物埋設施設に係るものに限る。以下「使用前検査」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一　［同上］

二　特定廃棄物埋設施設を設置する事業所（特定廃棄物埋設施設の変更の場合にあっては、当該変更に係る事業所）の名称及び所在地

［三・四　同上］

五　申請に係る特定廃棄物埋設施設の使用の開始の予定時期

［2・3　同上］